

議案第 26 号

一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出

四條畷市長 銭 谷 翔

提案理由

一般職の職員の退職手当の算定に係る在職期間の通算制度について、他の地方公共団体等との円滑な人事交流の促進を目的とする制度の趣旨を踏まえ、任命権者の要請に応じて本市職員に採用された場合等に関し適用するよう所要の改正を行いたく、本案を提案した。

一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の退職手当に関する条例（昭和40年条例第387号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第2項中「第8条第5項」を「第8条第5項第1号」に、「第8条第6項」を「第8条第7項」に改める。

第8条第5項を次のように改める。

5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、次に掲げる在職期間を含むものとする。

（1）任命権者の要請に応じ、職員となるために職員以外の地方公務員又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）を退職し、引き続いて職員となつたときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間

（2）職員が任命権者の要請に応じ、引き続いて職員以外の地方公務員等となるため退職をし、かつ、引き続き職員以外の地方公務員等となり、引き続いて職員以外の地方公務員等として在職した後、引き続いて職員となつたときにおける先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間

第8条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項から第4項までの規定は、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の計算について準用する。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

附則第18項を第19項とし、第17項の次に次の1項を加える。

（職員以外の地方公務員等が引き続いて職員となつた場合の勤続期間の計算の特例）

18 令和8年6月1日前に職員以外の地方公務員等が引き続いて職員となつた場合の勤

続期間の計算については、第8条第5項及び第6項の規定にかかわらず、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を同条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含むものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の一般職の職員の退職手当に関する条例第8条第5項及び第6項の規定は、この条例の施行の日以後に同条第5項第1号に規定する職員以外の地方公務員等が引き続いて職員（同条例第2条に規定する職員をいう。）となった場合の勤続期間の計算について適用する。

(四條畷市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

- 3 四條畷市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成23条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第5項」を「第6項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に、「同条第8項」を「同条第9項」に改める。